

「納税の猶予」の特例

20-004号
通巻:208

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年に比べ売り上げが大きく落ち込んでいる企業様も多いかと思えます。そこで今回は、確定申告により法人税又は消費税等の納税が発生した際に、直近の売上げが大きく減少したため納税する余裕がない場合に最大で1年間の納税の猶予を受けられるという制度についてご説明させていただきます。

納税の猶予

法人税や消費税等の国税を納付することで、事業の継続が困難になるおそれがあると認められた場合、納付を最長で1年間猶予され、**猶予期間中の延滞税が軽減又は免除**となります。

①事業収入が減少しお支払いが困難な場合の特例(新型コロナ対策)

◆概要

- 対象事業者 2020年2月以降から納期限までの一定の期間中に
事業収入が前年同月比 概ね20%以上減少したすべての事業者
- 猶予対象 法人税や消費税、固定資産税など基本的にすべての国税
- 猶予期間 1年間の納税猶予
- 担保の提供 **不要**
- 延滞税 猶予期間中の延滞税が**免除**

②個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度(従来)

税務署に申請し、以下①～④の事情が認められ且つ、他の要件に該当する場合において納税の猶予が認められることがあります。

◆個別の事情が認められるケース

①災害により財産に相当な損失が生じた場合

例:感染者が発生し、消毒作業により備品や棚卸資産を廃棄した場合

②納税者又はその者と生計を一にする親族が病気、又は負傷したこと

例:本人が感染した場合

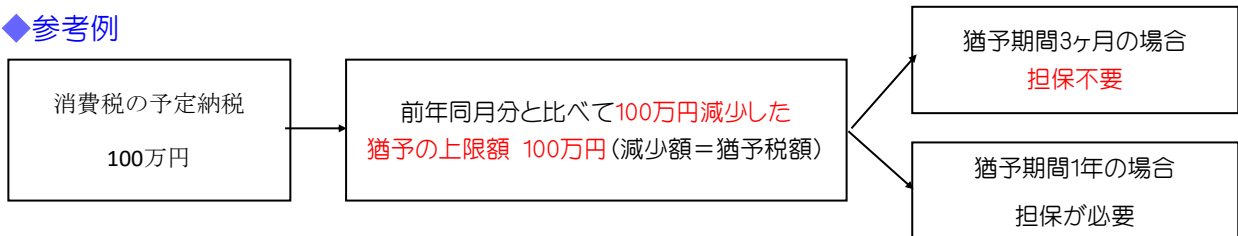
③事業を廃止、又は休止したこと

④事業につき著しい損失を受けたこと

◆「個別の事情」以外の要件

- ・国税の滞納 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ・担保の提供 原則必要(猶予金額100万円以下、猶予期間3ヶ月以内の場合は担保不要)
- ・申告期限 納付すべき国税の納期限から6カ月以内
※納期限後に申請した場合、納期限日から申請した日の間は延滞税が発生致します。
- ・延滞税 猶予期間中の延滞税が**全部又は一部免除**

◆参考例



③申告・納付期限の個別延長

◆申告・納付期限の個別延長

現在、すべての事業者を対象に通常の申告期限を過ぎても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請することにより期限の個別延長が認められます。

◆延長期間

申告・納付ができない**やむを得ない理由がやんだ日から2か月以内まで**

◆個別延長を申請するやむを得ない理由 (自社のみならず取引先や関係会社に下記内容に該当する場合)

- ・体調不良により外出を控えている方がいること
- ・平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ・感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ・感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

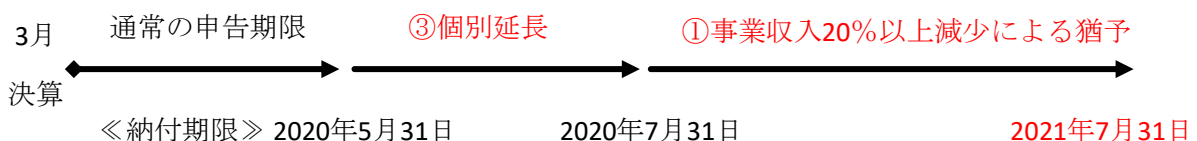
①事業収入20%以上減少による猶予と③申告・納付期限の個別延長の併用

例:平日の在宅勤務を要請している自治体(大阪)が所在地⇒③個別延長に該当

且つ、2020年2月以降の事業収入が20%減少している⇒①事業収入減少による猶予に該当

3月決算の場合、③個別延長にやむを得ない理由が5月末まで⇒7月末期限

更に、①事業収入減少による猶予⇒翌年7月末まで納税の猶予となります。



新型コロナウイルス感染症の影響により、多様な経済対策や補助金等が検討されており、TVや新聞から情報を取得したものの中には検討段階で実際には施行されていないものもあります。最新の情報を取得しつつ正確な情報提供を行えるよう努めていきますので、ご質問等お気軽にお問合せください。

クラージュ総合会計事務所 小門 竜太